

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として
「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
509	留学生の在留期間延長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第3条、別表第2	改正入管法の施行日（公布の日（平成21年7月））から3年以内）までに結論	〔第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）〕 第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされた。これを踏まえ、現在、在留資格「留学」については、最長の在留期間を「2年3月」としているところ、大学等における教育期間が4年であることを考慮して、「4年3月」の在留期間を定めることを予定。	全国で実施	第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされた。これを踏まえ、現在、在留資格「留学」については、最長の在留期間を「2年3月」としているところ、大学等における教育期間が4年であることを考慮して、「4年3月」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。	法務省
510	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」在留資格者の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第3条、別表第2	改正入管法の施行日（公布の日（平成21年7月））から3年以内）までに結論	〔第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）〕 第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」の在留資格について、「5年」の在留期間を定めることを予定。	全国で実施	第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」の在留資格について、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。	法務省
511	在留期間延長の特例	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第3条、別表第2	改正入管法の施行日（公布の日（平成21年7月））から3年以内）までに結論	〔第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）〕 第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格については、「5年」の在留期間を定めることを予定。	全国で実施	第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格については、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。	法務省
512	観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第3条、別表第2	改正入管法の施行日（公布の日（平成21年7月））から3年以内）までに結論	〔第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）〕 第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格については、「5年」の在留期間を定めることを予定。	全国で実施	第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格については、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
513	外国人企業家の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第3条、別表第2	改正入管法の施行日（公布の日（平成21年7月）から3年以内）までに結論	〔第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）〕 在留期間の延長に関しては、第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格について、「5年」の在留期間を定めることを予定。	全国で実施	在留期間の延長に関しては、第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格について、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。	法務省
514	「投資・経営」に関する在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第3条、別表第2	改正入管法の施行日（公布の日（平成21年7月）から3年以内）までに結論	〔第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）〕 「投資・経営」の在留資格に伴う在留期間に関しては、第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、「投資・経営」の在留資格について、「5年」の在留期間を定めることを予定。	全国で実施	「投資・経営」の在留資格に伴う在留期間に関しては、第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、「投資・経営」の在留資格について、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。	法務省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
807	専修学校設置基準の緩和（生徒数の下限の緩和）	学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条第3号	平成24年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討	<p>〔第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）〕 専修学校の生徒数の最低基準の在り方等については、専修学校を含めた学校における今後のキャリア教育・職業教育の在り方に関する中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。</p>	検討中	<p>今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方に関する中央教育審議会答申（平成23年1月）では、専修学校の教育の質の改善・充実及びその保証の重要性等について指摘がなされた。この指摘を踏まえ、現在、専修学校の実態調査を行っているところ。 専修学校の生徒数の最低基準の在り方等については、今年度中に設置を予定している有識者会議において実態調査の結果を踏まえた議論を行う必要があり、平成24年度中を目処にその対応について結論を得るべく検討を行う。</p>	文部科学省
808	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）	平成24年度中を目途に速やかに検討	<p>〔第16次提案等に対する対応方針（平成22年3月25日）〕 現在、政府においては、平成22年6月を目途に取りまとめられる「新成長戦略」のなかで、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略等を検討している。 獣医師は、感染症の予防・診断、医薬品の開発、食の安全性の確保等において重要な役割を担っており、上記の検討の中で、獣医師養成の在り方についても新たな視点から対応を検討していく予定。</p> <p>〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 獣医師養成の在り方については、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議において、政府におけるライフイノベーションの実現に向けた取組の動向や協力者会議で提言された教育改善・充実の進捗状況を勘案しながら、検討を進めていく。</p>	検討中	<p>獣医師養成の在り方については、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議において、政府におけるライフイノベーションの実現に向けた取組の動向や協力者会議で提言された教育改善・充実の進捗状況を勘案しながら、平成24年度中を目途に速やかに検討を進めていく。</p>	文部科学省